

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第1項及び同第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下、「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下、「都市・地域再生等占有主体」という。）を次のとおり定める。

平成27年2月23日

九州地方整備局長

第1 都市・地域再生等利用区域

球磨川水系川辺川流域で別図に示す区域

第2 都市・地域再生等占有方針

(1) 占有の許可を受けることができる施設

①池ノ鶴地区（区域1）

- ・多目的広場・大屋根広場及び多目的広場・大屋根広場と一体をなす簡易な商業施設等

(準則第二十二第3項第一号及び第六号)

②久領地区（区域2）

- ・多目的広場及び多目的広場と一体をなす簡易な商業施設等

(準則第二十二第3項第一号及び第六号)

③清楽地区（区域3）

- ・椎茸生産団地及び椎茸生産団地と一体をなす駐車場、資材置き場及び簡易な商業施設等

(準則第二十二第3項第十一号)

④下手地区（区域4）

- ・バンジージャンプ施設

(準則第二十二第3項第十一号)

⑤溝の口地区（区域5）

- ・観光農園及び観光農園と一体をなす農機具置場、休憩施設及び簡易な商業施設等

(準則第二十二第3項第十一号)

(2) 許可方針

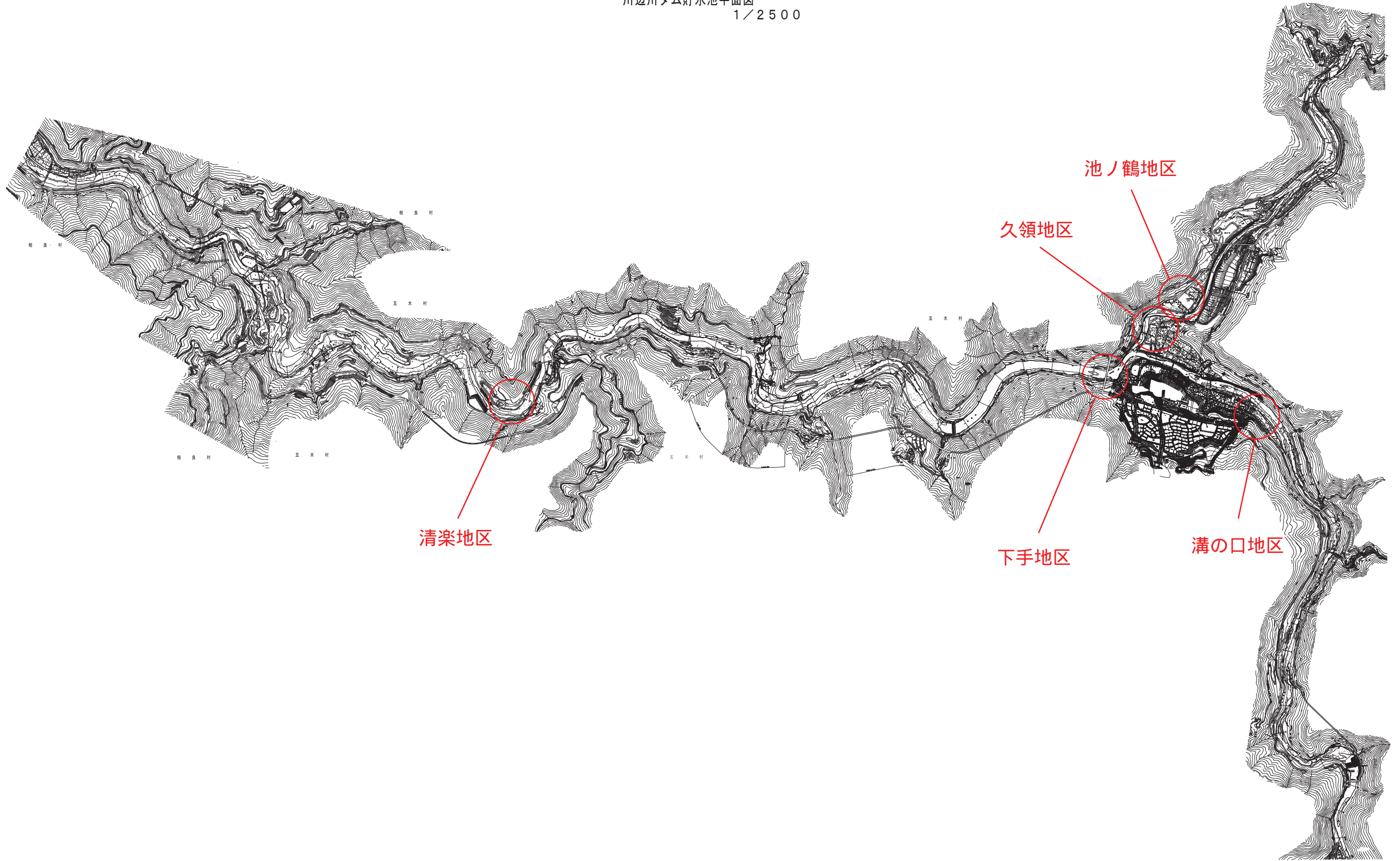
1. 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること
2. 占用する区域及びその周辺の河川環境等との調和や五木村の「原風景」を回想させる景観に配慮したものであること
3. 五木村の振興に寄与するものであること
4. 都市・地域再生等占用主体は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること
5. 都市・地域再生等占用主体は、占用区域内を常に良好な状態に保持すること
6. 占用の許可期間中に河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること
7. 洪水または暴風雨、地震、その他の原因により異状かつ重大な状態を発見した場合は、占用施設の使用を中止させたいえ、利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること
8. 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること
9. 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること
10. 施設利用料の徴収及び活用状況（占用施設の利用者数や活動状況）を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること

第3 都市・地域再生等占用主体

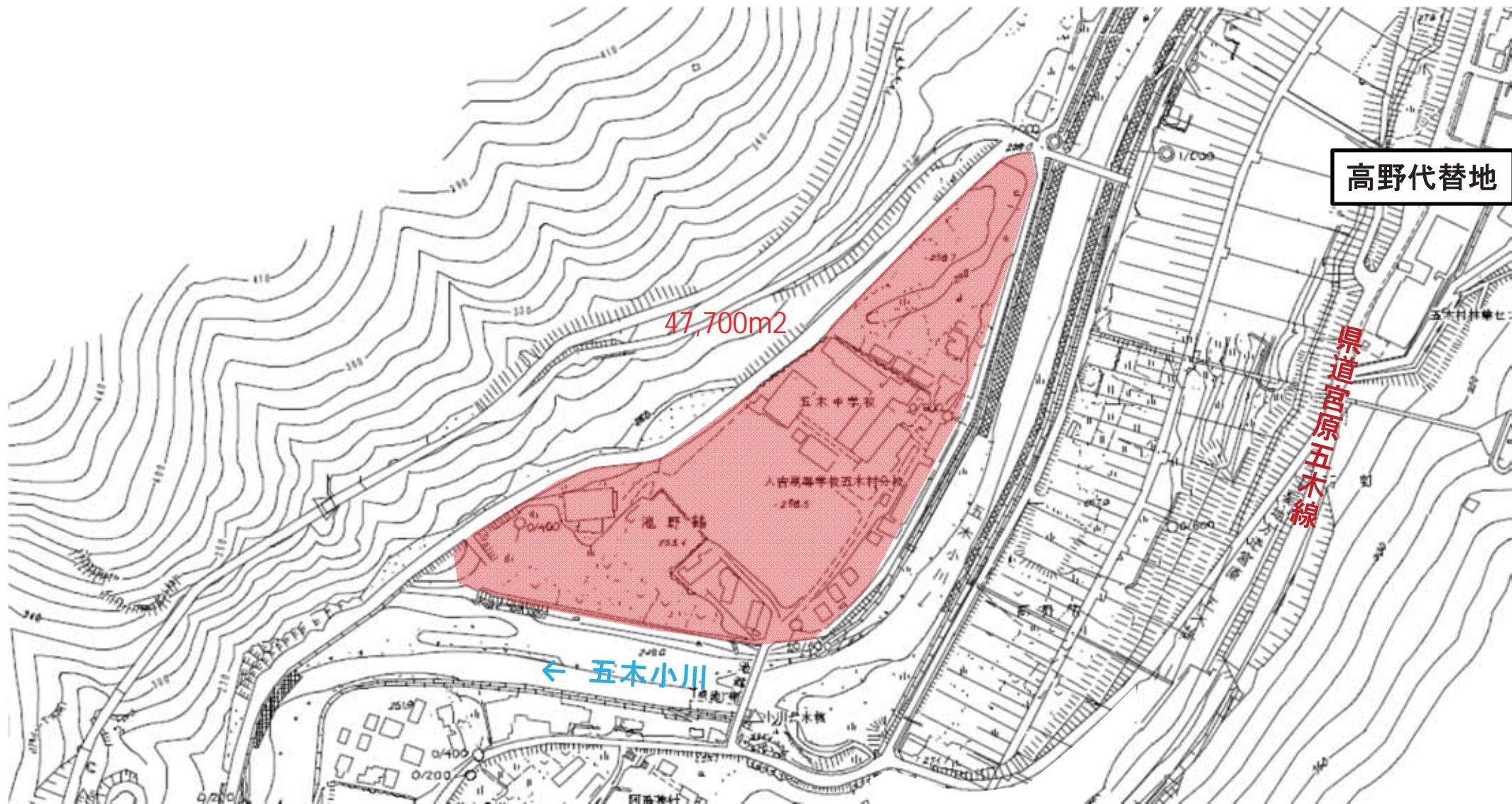
(1) 都市・地域再生等占用主体

五木村（準則第二十二第4項第一号）

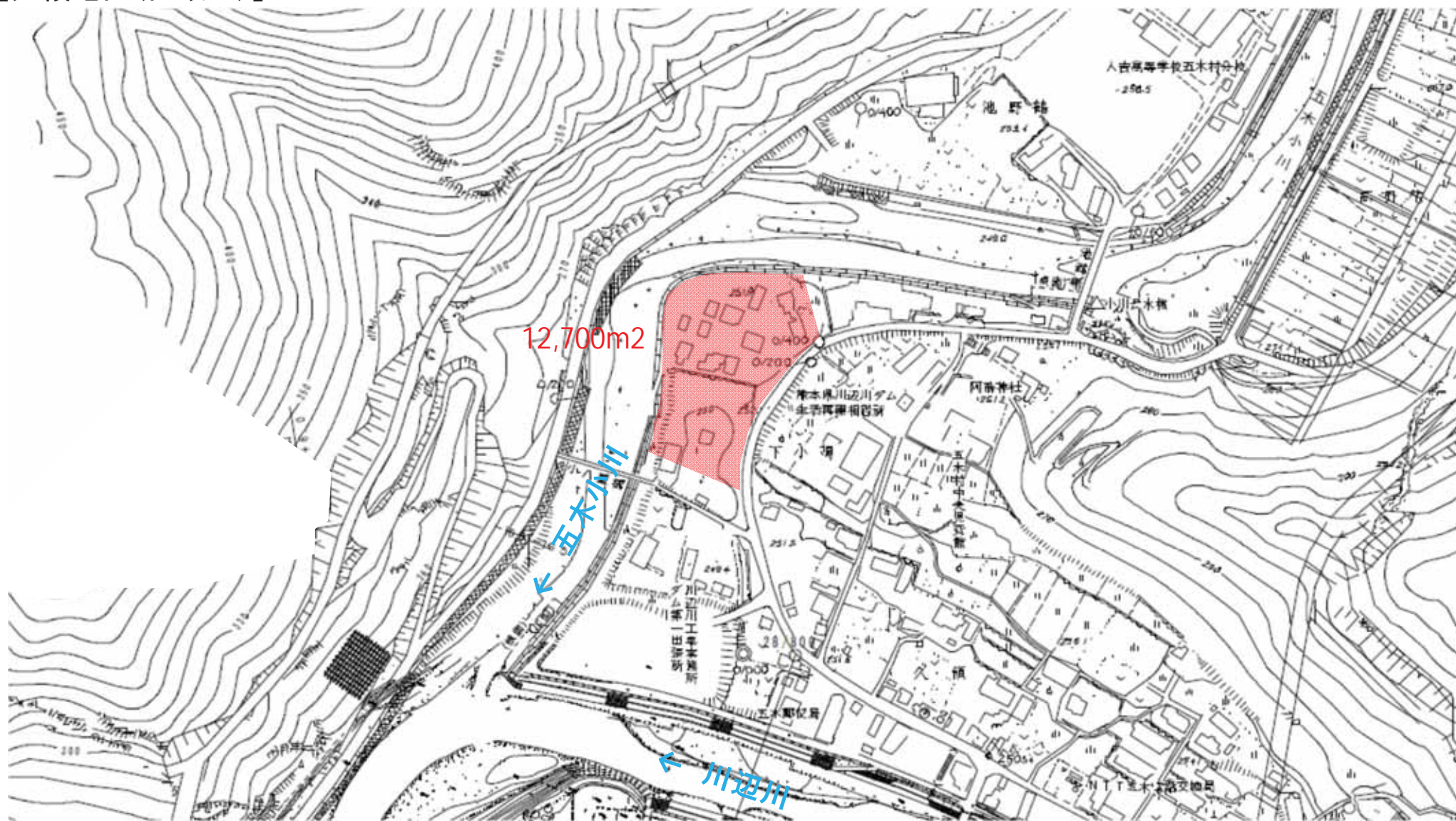
川辺川ダム貯水池平面図
1/2500



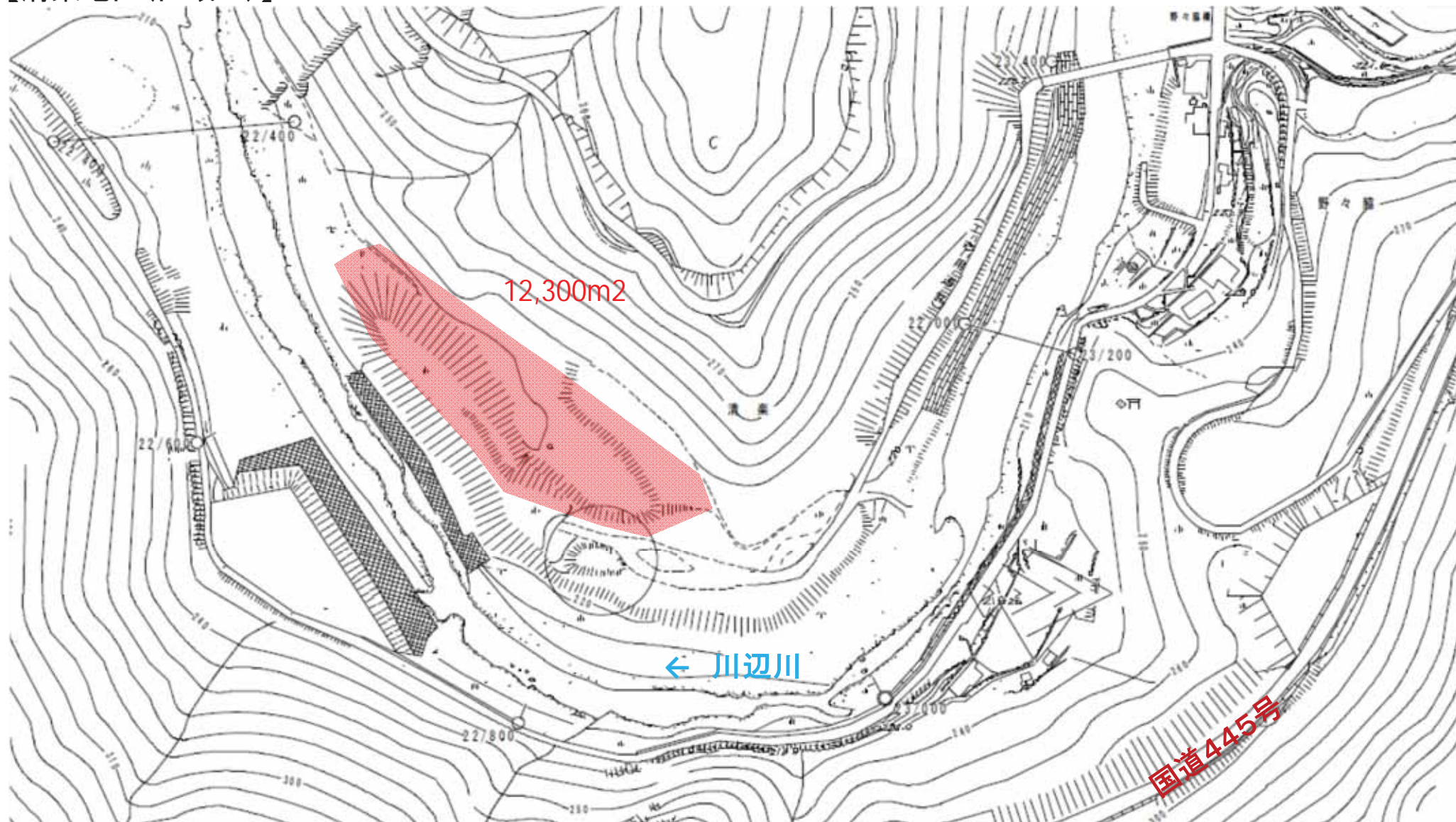
【池ノ鶴地区(区域1)】



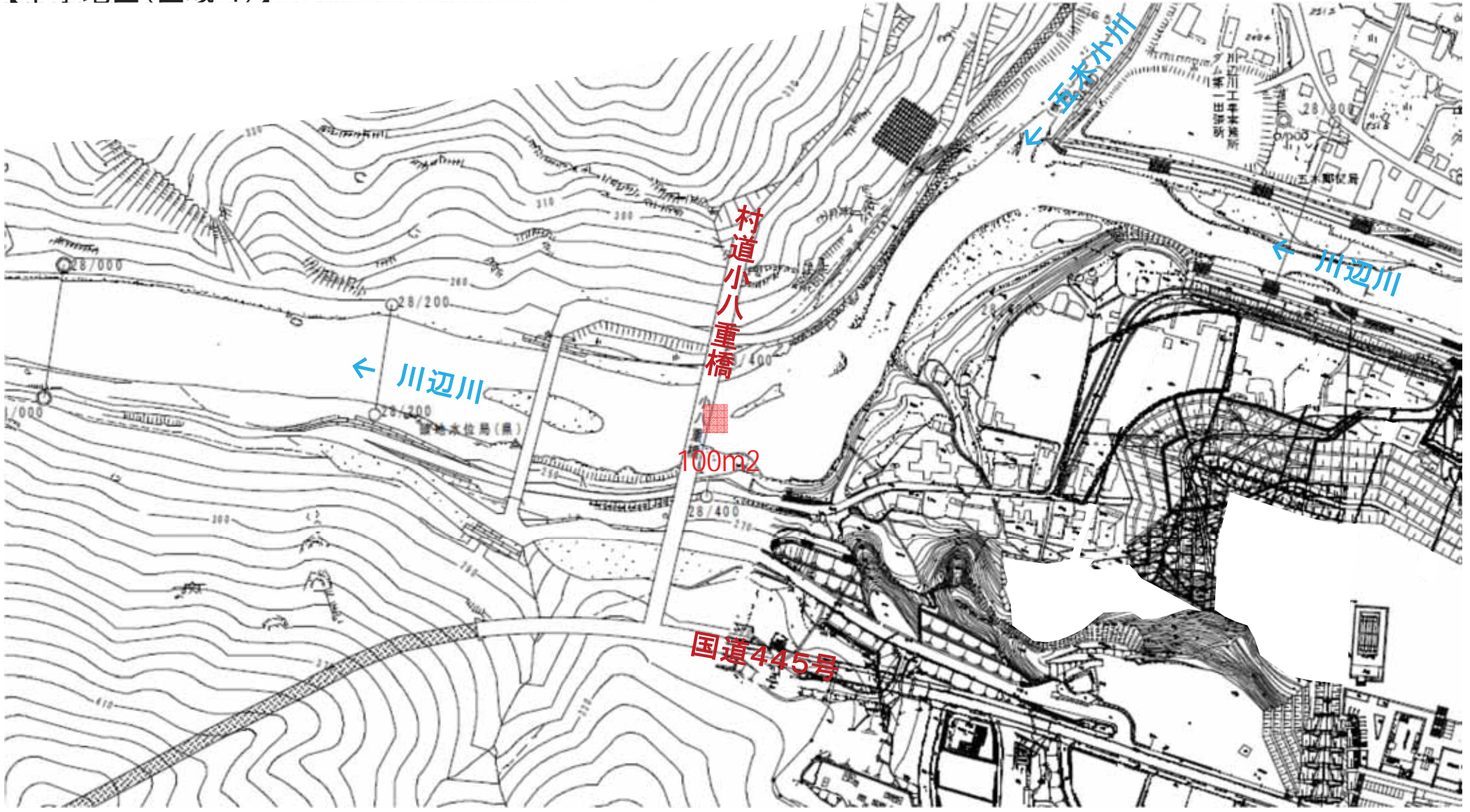
【久領地区(区域2)】



【清楽地区(区域3)】



【下手地区(区域4)】



【溝の口地区(区域 5)】

